

令和7年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第17日（令和7年12月17日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 市長提出、議案第54号「令和7年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）  
について」から議案第76号「工事請負契約金額の変更について」までの議案  
23件について一括議題  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 各委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 坂下文宏君 | 2番 | 新谷英生君 |
| 3番 | 形岡弘士君 | 4番 | 谷口佳保君 |
| 5番 | 弘田条君 | 6番 | 武政健三君 |
| 7番 | 山崎誠一君 | 8番 | 吉村政朗君 |
| 9番 | 作田喜秋君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

12番 永野裕夫君

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 議会事務局長 | 池正澄君 | 局長補佐 | 山本卓己君 |
| 再任用職員 | 窪内研介君 | 会計年度任用職員 | 廣瀬るみ君 |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                      |         |                         |         |
|----------------------|---------|-------------------------|---------|
| 市長職務代理者<br>副市長       | 早川 聡 君  | 税務課長兼<br>固定資産評価員        | 岡田 旭生 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長       | 萬 知栄 君  | 総務課長(併)<br>選挙管理委員会事務局長  | 畑山 正王 君 |
| 企画財政課長               | 酒井 満 君  | 消 防 長                   | 宮地 直道 君 |
| 危機管理課長               | 岡田 哲治 君 | 健康推進課長                  | 竹池 亮 君  |
| 消防次長兼<br>消防署長        | 中村 浩司 君 | 市民課長                    | 東 直能 君  |
| 福祉事務所長               | 永野 美歌 君 | 観光商工課長                  | 横山 英幸 君 |
| まちづくり対策課長            | 和泉 政彦 君 | 水道課長                    | 山本 実 君  |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 中尾 吉宏 君 | 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 濱田 三幸 君 |
| じんけん課長               | 宮地 一豊 君 | こども未来課長                 | 田村 五鈴 君 |
| 教 育 長                | 斧川 哲也 君 | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 坂本 久恵 君 |
| 生涯学習課長               | 山本 悟 君  |                         |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長(作田喜秋君) おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和7年土佐清水市議会定例会12月会議、第17日目の会議を開きます。

この際、12番、永野裕夫君が欠席となります。

日程第1、市長提出、議案第54号「令和7年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」から議案第76号「工事請負契約金額の変更について」までの議案23件について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、浅尾公厚君。

(予算決算常任委員会委員長 浅尾公厚君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(浅尾公厚君) おはようございます。

予算決算常任委員会審査経過の概要と結果報告。

令和7年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概

要と結果について報告いたします。

1、議案第54号「令和7年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、3款2項2目保育所運営費について

12節委託料、通所児童送迎車運転業務が70万円計上されていることについて質疑があり、執行部の説明によると当初予算では、前年度の決算見込みをベースとして、平日朝便のみの場合もあることから、土曜日を含めた週6日分ではなく週5日分の予算計上としていた。しかしながら、今年度は、平日、朝・夕の便に加え、土曜日の便も出ている状況とのことであります。

また、令和8年度からは、足摺岬保育園がきらら清水保育園に統合になるため、現在、毎月交流保育を行っていて、週5日分以上の運転業務が生じていることもあり、補正計上しているとのことであり、了承いたしました。

同じく歳出中、5款1項2目農業総務費について

委員から、12節委託料、農業公社設立支援業務委託について、令和6年度に実施した果樹農家に対するアンケート調査の結果も含めて質疑があり、執行部からの説明によると、農業公社の設立については、人口減少、高齢化による農業の衰退が危惧され、本市の果樹園が高齢化により手放されるのは残念であり、本市の特産の一つである果樹の産地を何とか残したい意図から、昨年度検討を開始。公社を設立し、後継者のいない果樹園を公社が管理を行い、耕作放棄地の発生防止・産地の維持拡大を図ることを目的とし、幡多農業振興センターとJA、市などで担当者会を開催し、協議を重ねてきた。

アンケートの内容は、現在の経営品目、面積、労働力の状況、今後の営農計画、規模の拡大・縮小などの意向、後継者の状況、農業公社、果樹を栽培する会社ができただけの場合に、農地を引き継ぐ意向があるかどうかなど、アンケート方法として、市を中心にJAの指導員に同行して、農家を訪問し、聞き取り調査を実施した。

しかし、アンケートの結果としては、規模の大きい果樹園については、おおむね後継者が確保できており、後継者がいないと回答した経営体も、当面は自分で経営したいとの意向であり、貸付けの意向のある経営体も小規模であった。公社の経営を成り立たせるためには、一定の面積を確保する必要があるが、新植するための農地の確保や、実がなり始めるまでの経費のみが発生する期間のことなど、果樹農家のニーズが少ない状況で、公社設立に動くことは困難であると判断したとのことであります。

委員から、ふるさと納税返礼品で希望の多い果樹の生産ができなくなる状況になれば大変なことになるがどのように考えているかとの質疑に対し、執行部からの説明によると、果樹はふるさと納税返礼品として有力な品目であり、果樹の振興については、ほかの施策も含めて検討

を続けていくとのことであり、了承いたしました。

2、議案第55号「令和7年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第56号「令和7年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

議案第57号「令和7年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

議案第58号「令和7年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第59号「令和7年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」

議案第60号「令和7年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」

以上、6件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

報告を終わります。

○議長（作田喜秋君） 次に、総務文教常任委員会委員長、坂下文宏君。

（総務文教常任委員会委員長 坂下文宏君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（坂下文宏君） おはようございます。

それでは、令和7年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第62号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、総務省消防庁で、消防防災対策の在り方に関する検討会が開催され、報告書が取りまとめられています。

その報告書によりますと、林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令することで、林野火災予防の実効性を高める必要があるとのことで、消防庁から火災予防条例（例）の一部改正についての通知があり、土佐清水市火災予防条例の一部を改正するものとのことであります。

主な改正内容は、林野火災の予防上注意、警報を要すると認めるときは、注意報、警報を発令し、火の使用を制限する。また、火災と紛らわしい行為にたき火が追加され、届出の対象とするとのことであります。

委員から、この注意報や警報を発令する基準について質疑があり、林野火災予防を目的とした火災に関する注意報や警報の発令については、国から基準が定められており、発令する前

3日間の合計降水量1ミリメートル以下で、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下、または前3日間の合計降水量1ミリメートル以下で、乾燥注意報が発令されると林野火災注意報が発令され、さらに強風注意報が追加された場合に林野火災警報が発令されるということです。

また、委員から注意報や警報の発令の基準等について具体的にどのように周知するのかとの質疑に対し、あらかじめ、ホームページや市の広報紙、SNSなどで制度を周知し、実際に発令されたときは、対象区域内での防災行政無線や消防車両による巡回等で広報に努めるとの答弁があり、了承いたしました。

2、議案第66号「土佐清水市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

議案第67号「土佐清水市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」

執行部の説明によりますと、議案第66号は、乳児等通園支援事業（通称、こども誰でも通園制度）を実施するために、施設の設置、運営に関する基準を、議案第67号は、公的給付の対象となる基準を定め、この事業を実施するものです。

令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たな給付制度として創設され、令和8年度から全国一律給付制度として、事業が開始されることに伴い、条例を新たに制定することとあります。

制度の概要は、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための新たな通園制度」となっております。

利用対象者は、生後6か月から満3歳未満の保育所などを利用していない子供で、利用時間は、子供1人当たり月に10時間まで、利用料は1時間当たり300円程度、実施場所は地域子育て支援センターでの実施を検討しているとのこととあります。

委員から「こども誰でも通園制度」は本市で行われている地域子育て支援センター「どんぐりっこ」や一時預かり保育とどう違うのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、一時預かり保育は、保護者の短時間の労働や、病院への通院、一時的な休息など、保護者の立場からの必要性に対応していくもので、地域子育て支援センター「どんぐりっこ」は、子育て中の親子が気軽に訪れ、我が子と自由に遊んだり、利用者同士の相互交流、子育ての不安や悩みを相談できる場を提供し親子が共に成長していける場所であり、「こども誰でも通園制度」は、一時預かりのような利用条件ではなく、保育所などに通園していない子供が対象であり、保護者の都合だけでなく、子供の育ちに合わせて子供の成長を応援する、子供の育ちに重きを置いた制度であるとの答弁があり、了承いたしました。

3、議案第61号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第63号「土佐清水市保育所条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第64号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第65号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第68号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第73号「四万十市、宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」

議案第74号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」

議案第76号「工事請負契約金額の変更について」

以上、8件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上で終わります。

○議長（作田喜秋君） 次に、産業厚生常任委員会委員長、形岡弘士君。

（産業厚生常任委員会委員長 形岡弘士君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（形岡弘士君） おはようございます。

産業厚生常任委員会より、令和7年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第70号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第71号「土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第72号「土佐清水市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

上記、住宅関連議案3件について、一括して審査を行いました。

執行部の説明によりますと、現在、本市においては、市営住宅、特定公共賃貸住宅及び改良住宅の入居要件として、特別な事情があると市長が認める者を除き、連帯保証人2人を必要としている。今回の条例改正後は、入居要件の連帯保証人を廃止とし、18歳未満を除く緊急連絡人1人に改正する内容とのことであります。

改正理由の説明として、平成30年3月及び令和2年2月に国土交通省から「保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないように、保証人の取扱いについて検討していただきたい」との通達があり、本市においても、連帯保証人2人の変更について検討してきたが、住宅料の収納率低下も考えられることから、現在に至っていた。しかしながら、近年、複数の市営住宅入居希望者から、連帯保証人が確保できない旨の意見があったことから、連帯保証人の設置人数等についての見直しを行うこととなった。

県内の保証人を設けていない6自治体に、連帯保証人廃止後の住宅料の収納状況について確認したところ、全ての自治体で収納率の低下等の影響はなく、現在、本市の住宅料の収納率も高水準で安定していることから、連帯保証人を廃止し、緊急連絡人を必要とする旨の一部改正を行うものであります。

二つ目として、市営住宅退去時の修繕負担区分変更に伴う改正についてであります。

執行部の説明によりますと、現在、本市においては、市営住宅退去時において畳の表替え及びふすまの張替えは入居者の負担としているが、退去検査時に修繕する必要がなければ、修繕を免除することができるよう一部改正を行うものとのことであります。

改正理由の説明として、近年の短期間入居の退去者から、畳の表替え及びふすまの張替えについて、変色や傷みがほとんどない場合は免除してほしいとの意見が複数あったこと。住宅により、和室やふすまの多い住宅では、10万円を超える物件もあることから、低い家賃で入居できる市営住宅の特性も考慮し、退去時の検査の状況による判断で、入居者費用負担分を免除できる一部改正を行うものとのことであります。

委員から、緊急連絡人の役割について質疑があり、執行部から、入居者が不在、病気等による場合における緊急時の対応、入居者が家賃を滞納した場合における納付指導、入居者が死亡し、または退去する場合における退去の手続等が役割となるとのことであります。

委員から、現在の保証人を構成している入居者はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、改正する施行規則では、連帯保証人から緊急連絡人に変更手続きができるとのことであります。

このほか、委員から、条例の施行日が令和8年2月1日となっていることについて質疑があり、執行部から、住宅は3月・6月・9月・12月に定期募集しており、毎回広報とさしみずに掲載している。令和8年3月募集分も同様に広報紙に掲載予定のため、3月号の配布が2月末になることを考慮したとのことであります。

また、複数の委員から、連帯保証人の高齢化への対応等、市民に寄り添う政策であり非常に高く評価するとの意見があり、本条例案を了承いたしました。

2、議案第75号「あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について」

執行部の説明によりますと、現在、（一社）土佐清水市観光協会に指定管理を委託している、

あしずり港交流拠点施設の指定管理期間が本年度末に終了することに伴い、令和8年度以降の指定管理者を新たに指定することについて、議決を求めるものとのこととあります。

今回の指定管理者の募集に当たり、これまでと同様、指定管理者選定委員会に諮り、これまでの実績を踏まえ、公募を行わない方法により選定を行っている。指定管理期間についても、これまでの管理状況や実績を踏まえ、従前は3年間としていたものを、今回は5年間としているとのこととあります。

委員から、指定管理期間を3年から5年にした理由についての質疑があり、執行部から、初めて指定管理者に指定する場合を除いて、同じ事業者を指定する場合は、本市のほとんどの施設が5年間となっていることも踏まえて、本施設についても5年間とするとの説明がありました。

複数の委員から、今回の議案を否定するものではないが、5年という期間にするのであれば、公募を行った上で指定管理者を選定すべきではないかとの意見や、再度、5年とする理由について質疑があり、執行部から、一定の長い期間で計画的に事業を行うほうが、より効果的な事業が展開されるのではないかと判断し、5年という期間が妥当と判断したとのこととあります。

さらに別の委員から、新たな観点で取り組むよう要請があり、執行部から、令和9年になると、ジョン万次郎生誕200年を迎えることから、それも踏まえて、様々な企画展の開催など、集客を図る、ジョン万次郎への意識を向上させるような取組を期待して、今後、事業展開を図るよう要望していきたいとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第69号「土佐清水市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（作田喜秋君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

この後、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様はよろしくお願いたします。

10時50分をめぐりに再開いたしたいと思っております。

午前10時27分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長(作田喜秋君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第54号「令和7年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」、議案第55号「令和7年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」、議案第56号「令和7年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)について」、議案第57号「令和7年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」、議案第58号「令和7年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第2号)について」、議案第59号「令和7年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算(第2号)について」及び議案第60号「令和7年度土佐清水市水道事業会計補正予算(第1号)について」の補正予算案7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議案第54号から議案第60号までの7件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第62号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第63号「土佐清水市保育所条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第64号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第65号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第66号「土佐清水市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第67号「土佐清水市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第68号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第69号「土佐清水市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第70号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第71号「土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第72号「土佐清水市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第73号「四万十市、宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、議案第74号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」、議案第75号「あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について」及び議案第76号「工事請負契約金額の変更について」の議案16件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（作田喜秋君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議案第61号から議案第76号までの議案16件は、原案のとおり可決されました。ただいま、市長から報告第8号「専決処分した事件の報告について（令和7年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について）」及び報告第9号「専決処分した事件の報告について（令和7年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について）」の報告2件並びに議案第77号「令和7年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」の議案1件、計3件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、報告第8号及び報告第9号並びに議案第77号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第8号及び報告第9号並びに議案第77号を議題とすることに決しました。

報告第8号及び報告第9号並びに議案第77号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者 副市長。

（市長職務代理者 副市長 早川 聡君登壇）

○市長職務代理者 副市長（早川 聡君） おはようございます。ただいま御提案いたしました各案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

報告第8号は、「令和7年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」、前市長の辞職に伴い、令和8年1月18日に執行されることとなりました土佐清水市長選挙につきまして、事前準備を早急に行う必要があることから、関連する予算として2,198万8,000円を計上するもので、地方自治法第180条の第1項の規定により、市長の専決処分事項であることから、12月3日付で専決処分をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第9号は、「令和7年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」、令和8年1月18日に執行されることとなりました高知県議会議員補欠選挙及び同日に土佐清水市議会議員補欠選挙が執行される見込みとなりますので、事前準備を早急に行う必要があることから、関連する予算を2,080万9,000円計上するもので、地方自治法第180条の第1項の規定により、市長の専決処分事項であることから、12月11日付で専決処分をいたしました

ので、これを報告するものであります。

議案第77号は、「令和7年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、国の総合経済対策として、物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、18歳までの子供1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するものです。

対象児童となるのは、令和8年3月31日までに生まれる新生児を含み、令和7年9月30日時点における児童手当支給対象児童であり、現時点で1,000人分を見込み、扶助費2,000万円を計上するほか、支給のためのシステム改修費200万円、対象世帯への通知書郵送料や振込手数料等の事務費を合わせまして、2,246万8,000円を計上しております。

財源につきましては、全額国庫補助金を充当するものです。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作田喜秋君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第77号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

議案第77号について、原案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から、同意案第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、同意案第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者 副市長。

（市長職務代理者 副市長 早川 聡君登壇）

○市長職務代理者 副市長（早川 聡君） ただいま御提案いたしました同意案第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

同意案第2号につきましては、「固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

令和5年5月から同委員として御尽力を賜っております野村仁美氏が、一身上の都合により令和7年12月16日付で退任されました。この間における同氏の御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げますところであります。

つきましては、その後任として中山優氏を選任いたしたいと存じます。

中山氏は、土佐清水市職員として平成30年3月まで本市職員として勤務し、税務課長や生涯学習課長を歴任され、豊富な行政経験に加え、その人格識見は同委員として最適任であると考え、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

どうか御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（作田喜秋君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第2号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、同意案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

同意案第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、同意の方は賛成のボタンを、不同意の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、同意案第2号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から、同意案第3号「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第3号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、同意案第3号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第3号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者 副市長。

（市長職務代理者 副市長 早川 聡君登壇）

○市長職務代理者 副市長（早川 聡君） 続きまして、御提案いたしました同意案第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

同意案第3号につきましては、「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」であります。

令和6年1月1日から、教育長として御尽力を賜っております斧川哲也氏が令和7年12月23日をもって任期満了を迎えます。この間、同氏の本市教育振興に尽力された功績は、誠に顕著であり、その御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げますところでありませぬ。

つきましては、引き続き斧川氏を教育長として任命いたしたいと存じます。同氏の豊富な経験と実績に加え、人格識見は、本市の教育長として最適任者であると考え、御提案申し上げる次第であります。

なお、教育長は、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会にお諮りするものであります。

どうか御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（作田喜秋君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第3号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

同意案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、同意案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

同意案第3号「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」、同意の方は賛成のボタンを、不同意の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、同意案第3号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から、同意案第4号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第4号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、同意案第4号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第4号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者 副市長。

（市長職務代理者 副市長 早川 聡君登壇）

○市長職務代理者 副市長（早川 聡君） ただいま御提案いたしました同意案第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

同意案第4号につきましては、「土佐清水市教育委員会委員の任命について」であります。

令和3年12月から同委員として御尽力を賜っております門原和光氏が、令和7年12月23日をもって任期満了となります。この間における同氏の御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げますところであります。

つきましては、引き続き門原和光氏を任命いたしたいと存じます。

なお、教育委員会委員は、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会にお諮りするものであります。

どうか御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（作田喜秋君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第4号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

同意案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、同意案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

同意案第4号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」、同意の方は賛成のボタンを、不同意の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、同意案第4号は、同意することに決しました。

日程第2、「各委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お

手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣は、そのように決しました。

ただいま、4番、谷口佳保君から令和7年12月17日付で、議員を辞職したい旨の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「谷口佳保君の議員辞職の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、「谷口佳保君の議員辞職の件」を議題とすることに決しました。

「谷口佳保君の議員辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番、谷口佳保君の退場を求めます。

(谷口佳保君 退場)

○議長(作田喜秋君) 職員に辞職願を朗読いたさせます。

(職員朗読)

○議長(作田喜秋君) 辞職願の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

辞職願のとおり、谷口佳保君の議員辞職を許可することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、谷口佳保君の議員辞職を許可することに決しました。

ただいま谷口佳保君の議員辞職が許可されたことにより、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(作田喜秋君) ただいまの出席議員は、議長を含め10人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番前田晃君、11番浅尾公厚君を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(作田喜秋君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(作田喜秋君) 念のために申し添えます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼・投票)

○議長(作田喜秋君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(作田喜秋君) 開票を行います。

立会人の前田晃君、浅尾公厚君の立会いを願います。

(開 票)

○議長(作田喜秋君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数と符合いたします。

そのうち有効投票10票、無効投票ゼロ票、有効投票中、吉村政朗君7票、山崎誠一君3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。

よって、吉村政朗君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました吉村政朗君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、新副議長の挨拶を許します。

吉村政朗君。

(新副議長 吉村政朗君登壇)

○新副議長(吉村政朗君) ただいま副議長を拝命いたしました吉村でございます。就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今、本市は程岡市長並びに永野議員が逮捕されるという前代未聞の危機的状況だと思っております。議会といたしましては、そのことの検証並びに対策を市民の方々にお示しすることが喫緊の課題であるというふうに認識をしております。そのことは議長を先頭に、議員各位と力を合わせて、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

私はリリーフ登板の副議長ではありますが、一生懸命働いてまいりますので、どうぞ執行部の皆様方、そして議員の皆様方のお力添えをいただきまして、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長(作田喜秋君) 新副議長の挨拶は終わりました。

ただいま、7番、山崎誠一君から産業厚生常任委員会から総務文教常任委員会へ所属を変更したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。この際、「常任委員の所属変更の件」を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、「常任委員の所属変更の件」を議題とすることに決しました。

「常任委員の所属変更の件」を議題といたします。

本件については、土佐清水市議会委員会条例第7条第3項の規定により、山崎誠一君からの申出のとおり、常任委員会の所属を変更いたします。

この際、暫時休憩いたします。

この後、予算決算常任委員会を第一委員会室にて開催いたしますので、委員の皆さんはよろ

しくお願いいたします。

11時35分をめぐりに再開いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

午前11時24分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

先ほど開催されました予算決算常任委員会において、吉村政朗君の副委員長の辞任が許可され、新たに前田晃君が副委員長に互選されましたので御報告いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長職務代理者 副市長。

（市長職務代理者 副市長 早川 聡君登壇）

○市長職務代理者 副市長（早川 聡君） 市議会定例会12月会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本会議に提案いたしました議案につきましては、慎重かつ熱心なる御審議を賜り、また追加議案を含め、適切なる御決定をいただきましたことに、心よりお礼を申し上げます。

一般質問において頂戴いたしました多くの御提言につきましては、真摯に受け止め、今後の行政運営にしっかりと生かしてまいります。

さて、繰り返しにはなりますが、去る11月11日には、市政を預かる立場であった市長が逮捕される事態となり、12月1日付で辞職となりました。市民の皆様、そして議員各位に多大なる御迷惑と御心配をおかけいたしましたことにつきまして、改めて深くおわび申し上げます。

本市といたしましては、今回の事態を単なる一不祥事として終わらせるのではなく、市民本位の公正な行政へと生まれ変わるための最大の契機と捉えております。二度と不正は起こさないという強い決意の下、取組を実行し、一步ずつ市民の皆様の信頼を取り戻してまいり所存でございます。また、警察の捜査には引き続き全面的に協力しつつ、市民生活に支障を来すことのないよう、職員一同緊張感をもって職務に当たっております。

また、土佐清水市長選挙及び高知県議会議員補欠選挙土佐清水市選挙区が来る令和8年1月18日投開票の日程で執り行われます。さらに、土佐清水市議会議員補欠選挙も同日投開票が見込まれております。市長不在の中、市政の空白を生じさせることがないように、私といたしましては、土佐清水市長職務代理者としての責務を厳粛に受け止め、在任の間、行政の安定と市民生活の確保に全力で取り組んでまいり所存でございます。議員各位におかれましては、引き続き格別の御理解と御協力、また御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、年の瀬を迎え寒さもいよいよ厳しさを増しておりますが、どうか皆様には御自愛の上、来るべき新しい年が市民の皆様にとりましても、本市にとりましても、希望に満ちたよき日となりますよう、心より御祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） 12月会議の全日程の終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月1日に再開され、本日まで17日間の長きにわたり、市政当面の諸議案件を審議いたしました。議員及び執行部各位の御協力により、それぞれ妥当、適切な結論を得て無事終了することができましたこと、議長として心から感謝申し上げます。

本年は、本市にとりましては、市長及び市議会議員が官製談合防止法違反等の容疑で逮捕・起訴され辞職するという誠に残念な年となりました。市民の皆様の信頼を回復するために、今後、私たち議員も入札に関するコンプライアンス研修等を行いながら、再発防止に取り組むとともに、議会報告会の開催を通して、市民の皆様との対話の場を定期的に設け、広く市民の皆様の声を市政へ反映していきたいと考えております。

大変困難な局面ではございますが、今後、透明で信頼される市議会を取り戻すため、私たち議員全員が全力を尽くしてまいりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、各位におかれましては、どうかくれぐれも健康に留意され、御多幸な新年を迎えられますよう心から御祈念申し上げまして、年末に当たっての挨拶といたします。

ここで、お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって令和7年土佐清水市議会定例会を閉会いたします。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本日をもって令和7年土佐清水市議会定例会を閉会することに決しました。

以上をもちまして、令和7年土佐清水市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時39分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員